

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 3 月 2 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和4年3月22日

開 議	午前9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号)
日程第3	議案第2号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号)
日程第4	議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第6	議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正について
日程第7	議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について
日程第9	議案第8号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第10	議案第9号 損害賠償の額を定めることについて
日程第11	議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第8号)
日程第12	議案第11号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第13	議案第12号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第14	議案第13号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算(第3号)
日程第15	議案第14号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第16	議案第15号 市道路線の認定について
日程第17	議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定について
日程第18	議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算
日程第19	議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第20	議案第19号 令和4年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第21	議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第22	議案第21号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第23	議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算
日程第24	議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算
日程第25	議案第24号 岩出市教育委員会委員の任命について
日程第26	発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について

日程第27 議員派遣について

日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

市来利恵議員は、療養中のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 1 号から議案第 23 号までの議案 23 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第 24 号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第 1 号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○福山議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第 24 号であります。

次に、議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第 1 号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度岩出市一般会計補正予算第 6 号）～

日程第 24 議案第 23 号 令和 4 年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度岩出市一般会計補正予算第 6 号）の件から日程第 24 議案第 23 号 令和 4 年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案 23 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 23 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3 月 9 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 2 号 専決処分

の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号）所管部分の外議案12件です。

当委員会は、3月11日金曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号）所管部分、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正について、議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について、議案第8号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第9号 損害賠償の額を定めることについて、議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第8号）所管部分、議案第13号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第14号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第15号 市道路線の認定について、議案第21号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算、以上12議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第2号の所管部分は承認、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号の所管部分、議案第13号、議案第14号、議案第21号及び議案第23号は可決、議案第15号は認定しました。

議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号）所管部分及び議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正については、処分に当たっては建物の有無が影響すると思われるが、建物は今後どうするのか。3地区の名称がつけられている理由は。この施設で行われていた作業の内容は。について。

議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正については、市営住宅に空きがない状況でなぜ廃止するのか。また、新たに市営住宅を建設する考えは。について。

議案第8号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、質疑

はありませんでした。

議案第9号 損害賠償の額を定めることについては、事故の詳細は。市が賠償責任を負う理由は。事故発生から時間を要した理由は。市の過失割合が4割となった理由は。慰謝料が含まれている理由は。について。

議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第8号）所管部分では、道路新設改良費における市道山下中島線歩道設置事業について、歩道は用地を取得して設置するのか。について。

議案第13号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）では、工事負担金について、増額となった理由は。について。

議案第14号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）では、建設改良費の管渠整備事業費について、減額となった理由は。について。

議案第15号 市道路線の認定については、質疑はありませんでした。

議案第21号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計予算では、新聞折り込みは年に何回行うのか。残り区画数は。受講する講習会の内容は。について。

議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算では、浄水場施設及び配水施設の修繕の予定箇所は。また、配水管の修繕の見込み件数は。船戸地区への配水管の口径は。加入分担金の件数は宅地開発を見込んだものか。基本料金の見直しは。について。

議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月9日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号）の外議案10件です。

当委員会は、3月14日月曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号）、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年

度岩出市一般会計補正予算第7号) 所管部分、議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正について、議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第8号) 所管部分、議案第11号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第12号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定について、議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和4年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上11議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第1号及び議案第2号の所管部分は承認、議案第4号、議案第5号、議案第10号の所管部分、議案第11号、議案第12号、議案第16号、議案第18号、議案第19号及び議案第20号は可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号)では、子育て世帯への臨時特別給付金について、対象人数は。また、現在の申請件数は。について。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号) 所管部分及び議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてでは、質疑はありませんでした。

議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正についてでは、併設されている災害時用の浄水設備についても指定管理者に管理を委託することになるのか。夏のプール開設時の監視員は指定管理者から派遣されることになるのか。について。

議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第8号) 所管部分では、老人福祉費における敬老祝金について、支給実績は。また、支給対象者で支給ができていない人はいないのか。対象年齢は。保健福祉センター運営費、児童福祉施設費及び学校管理費における工事請負費に関して、水道のアセットマネジメントのような修繕計画は立てられているのか。また、修繕だけでなく機能改善のようなことも盛り込まれているのか。について。

議案第11号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第12号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第4号) 及び議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定についてでは、質疑はありませんでした。

議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、出産育児一時金について、前年度より減額となった理由は。また、出産を増やすための取組は。について。

議案第19号 令和4年度岩出市介護保険特別会計予算では、保険給付費が伸びている理由は。また、この伸びを抑制するための取組は。保険給付費における居宅介護に係る増減について、どう見ているのか。介護給付費準備基金繰入金について、何に充てるのか。また、現在の基金の積立額は。今後も取り崩す計画としているのか。について。

議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、保健事業費における会計年度任用職員報酬について、どのような職務を行うのか。また、少額となっているが賄えるのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月9日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月9日水曜日、本会議終了後、正副委員長の互選を行い、その後、執行部に対して議案の概要説明を求めました。

概要説明に引き続き、議案審査の方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に質疑し、文教部門の質疑終了後に、討論、採決を行うことに決定しました。

3月15日火曜、総務部門、建設部門、議会部門、3月16日水曜、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、執行部から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の質疑終了後、議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算に対する討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号）の件、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号）の件、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件、議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正の件、議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正の件、議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第9号 損害賠償の額を定めることの件、議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第8号）の件、議案第11号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第12号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第13号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第14号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第15号 市道路線の認定の件、議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定の件、議案第19号 令和4年度岩出市介護保険特別会計予算の件、議案第21号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算の件、以上、議案18件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案18件に対する討論を終結いたします。

議案第1号から議案第3号まで、議案第5号から議案第16号まで、議案第19号、議案第21号及び議案第23号の議案18件を一括して採決いたします。

この議案18件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の議案2件は、原案のとおり承認、議案第3号、議案第5号から議案第14号まで、議案第16号、議案第19号、議案第21号及び議

案第23号の議案15件は、原案のとおり可決、議案第15号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第4号 国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

国保会計においては、この間、都道府県化の開始が行われました。市町村が一般会計から国保会計へ繰入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、保険料に転嫁をさせることが最大の狙いです。国保の都道府県化はスタートしましたが、地方自治を規定した憲法の下で、市町村独自の公費繰入れを法令で禁止はできないというのが政府の説明でした。

この議案においては、国の進める都道府県化と現在の資産割部分を含む4方式の課税形式から資産部分をなくし、所得割、均等割、平等割の3方式へと移行するための条例改定となっています。方式変更を行っていく上で、国保利用者に急激な負担増とならないための措置だと言いますが、そもそも3方式に移行しないで、4方式の堅持こそ求められているのではないのでしょうか。

この条例は、国保利用者1人当たりで1,525円の値上げとなり、所得43万円以下の方の減額はあるものの、所得430万円、固定資産5万円の方で、1人世帯で1万2,000円、2人世帯で1万3,000円、3人世帯で1万4,000円とするものであり、所得が上がれば上がるほど、さらに国保税が上がるものとなっています。国保税算定の基本となる給付額を抑える取組の強化、健康で安心して暮らせる施策の強化を求め、国保税値上げ議案の反対討論といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、持続可能な制度を目指し、平成30年度に広域化されたものです。コロナ禍で一旦落ち着いた国保1人当たりの医療費も再び増加傾向にあり、このような状況の中、令和4年度の国保事業費納付金が増額し、現行の税率を上げざるを

得ないと思われまゝ。本改正案は、基金を活用することで被保険者の保険税増加に対し、一定程度の負担緩和となっています。また、未就学児の均等割が5割軽減されることは、少子化対策として、子育て世帯の負担緩和に資すると評価できます。

以上の点から、国民健康保険の運営に必要な条例改正と考え、本議案に賛成いたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第4号に対する討論を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第17号 令和4年度一般会計予算に反対の討論を行います。

令和4年度予算は、地方自治体の果たす役割として、市民の命と暮らしを守るために、どう対応しているのかが問われています。岸田内閣が新しく生まれましたが、歴代の自公政権の下、年金や医療、介護など、社会保障制度が次々に切り下げられてきました。一握りの大企業のもうけを優先する政治、大企業による中小零細企業への下請いじめ、リストラなどが進められる中で、働き方改革と称し、さらなる労働強化すら強行されました。経済効果の成果も伴わず、さらに貧困と格差拡大が進み、年金生活者、中小企業をはじめとした労働者など、あらゆる階層の人たちの暮らしが、将来にわたって希望すら見いだせない不安や危機に見舞われました。このような中で、新型コロナによる影響が、日本経済をさらに窮地に追い込んできています。

4年度予算では、市道の整備促進、災害時に対応する新たな防災公園の整備、学校における防犯カメラや境谷、押川地域へのタクシー利用助成、離婚に伴う養育費確保への支援、高齢者スポーツ施設など、新たな施策も盛り込まれています。しか

しながら、令和4年度予算では、子育て支援策や教育、福祉施策など、近隣市町村と大きな違いが生じていることを行政自身がしっかり認識した視点での予算ではないと考えます。

現在も新型コロナの影響が引き続いており、今年度予算では、国の制度による生活困窮者施策としてのコロナ感染症支援金事業はありますが、国の支援策に加えて、市民に対してのコロナ禍における支援策こそ求められています。しかし、岩出市としての独自施策は打ち出していません。予備費として、前年度2億3,500万円から1億5,000万円減額の8,500万円を計上していますが、有効活用こそ求められていると考えます。

子育て支援策では、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援に取り組み、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進していくとうたいながら、和歌山県下で唯一子供医療費の自己負担が続けられています。

また、観光振興に重点を置いたとしながら、事業面では、観光関連施設への感染症対策が主なものであり、予算を見る限り、コロナ禍の下で観光客誘致への将来を見据えた施策へ方向性、今後の取組は見えません。

税回収の面では、低所得者などに対しても強制的な取立てが行われる税回収機構への移管を行い、岩出市でも、低所得者が数多く加入している国民健康保険税などへ徴収依頼が強化されようとしています。

公民館運営面では、以前から、午前中休館の公民館運営を行っています。管理人体制で新たな財源が必要になるから、午前の開館を行わないとの認識は、地域における活動やまちづくり、趣味、サークルなどの人間形成育成に後退する施策と考えます。また、公民館貸出し時期についても、1か月前という状況を改善してほしいとの願いがある中、弾力的な公民館運営が求められます。

高齢者、障害者などをはじめ、市民が買物や病院などへの移動手段に役立っている乗合タクシー制度など、移動手段の改善、利便性向上への調査や研究、検討については、市民の願いに応える新たな公共交通体系の確立に向けた協議を求めていると思います。

平和行政推進の点では、平和首長会議に加盟しながら、核兵器廃絶に向けた会議への参加や各種事業の取組、要請面において、事業研究のための職員の派遣等も行わない姿勢が、この間続けられてきています。

今、ロシアがウクライナへ侵略して核施設の攻撃すら辞さない状況や核兵器の使用をちらつかせて、核兵器が行使される危険性も高まってきています。積極的に平

和首長会議に参加、出席を行い、核兵器の危険性と核廃絶の問題に対して、世界の国々や平和首長会加盟自治体と連帯して、核廃絶に向けての取組を行うことが求められていると考えます。

また、農家や観光客誘致のための特産化や特産品の新規開発、農業所得の向上対策等では、観光行政、農業施策との関連面を含め、岩出市をアピールする取組や農業所得向上、地場産業推進の施策、観光行政推進面からも積極的に他市に学び、調査研究の点も予算上で改善や前進が図られたとは言えないと考えます。

これ以外に、今年度は職員体制面でも会計年度任用職員が38名もの減という体制になっています。本庁をはじめ保健福祉センターなどの現場体制、人口が3万人当時とほとんど変わらない岩出市の正職員体制で、この間、非正規職員を増やしてきた中で38名もの削減は、労働条件悪化が否めない状況が作り出されていく懸念があります。職員数の適正化という点では、現実を直視した議論、検討を行い、職員定数の改善を図る必要があるのではないかと考えます。

また、岩出市においては、当初予算を執行する中で、決算時には毎年多額の黒字を計上する結果となってきています。住民要望が山積みしている中で、市民生活向上のために積極的に基金の有効活用を図ることや起債の有効活用など各種施策の充実を図る市の対応を求めて、令和4年度一般会計予算の反対討論といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

国の経済は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られます。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で持ち直していくことが期待されておりますが、感染症による影響や供給面での制約、さらにロシアのウクライナ侵攻による原材料価格の上昇による下振れリスクや金融資本市場の変動等の影響にも十分注視する必要があるとされております。

和歌山県内経済についても、先行きについては、国同様、感染症による影響等に注視する必要があるとされております。

このような非常に厳しい状況に取り巻かれている環境の本市ですが、さらなる発展のためのまちづくりを推進しようとしています。「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて取り組んだ令和4年度当初予算は、健全財政の堅持を財政

運営の軸としながらも、国土強靱化対策、下水道整備、観光振興、学力向上及び福祉の充実に重点を置いた予算を計上しております。

歳入においては、国県補助金等の財源や基金の繰入れを有効に活用しております。

また、市の借金である市債は、臨時財政対策債のみにとどめるなど、健全財政に努められております。

次に、歳出において、計上されている各事業は、国土強靱化対策事業については、防災公園の新設や生活道路環状化などに重点的に配分されております。

また、高齢者が身近な場所で気軽に、それぞれの状況に応じた運動やスポーツを行うための高齢者用スポーツ施設の整備事業も進められております。

学力向上、子育て支援及び観光振興をはじめ各福祉施策等についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

このように当該予算は、健全財政への配慮は継続しながらも、各種施策にわたり充実した内容であります。

よって、私は本議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第17号に対する討論を終結いたします。

議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算に反対の討論を行います。

今年度の国保予算については、税収面では1人当たり1,525円の値上げとなり、所得43万円以下の方の減額はあるものの、所得430万円、固定資産5万円の方で1人世帯で1万2,000円、2人世帯で1万3,000円、3人世帯で1万4,000円であり、

所得が上がれば上がるほど、さらに国保税が上がるものとなっています。

これ以外にも、以下の理由をもって反対といたします。

医療費の高騰化につながる資格証明書、短期保険証の発行をやめるべきですが、市の政治姿勢は、令和4年度も変わっていません。当局が、早期発見、早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のために、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが続けられています。

また、脳ドック検査枠は年々増やされてはきているものの、定員をはるかに超える申込みがありながら、申請者の要望に応え切れていない対応が続けられていると考えます。

現在、データベース計画が進められていますが、新型コロナ禍というこれまでにない状況が続く下、医療費総額を抑える取組、国保会計改善に向けた職員の体制等の検証も求められていると考えます。

今年度の体制面では、会計年度任用職員が削減され、職員の労働強化も懸念されます。

市民の健康を守る上での保健福祉センターにおける事業の連携とともに、国保における給付費削減への取組が求められています。

今年度予算で、保険給付費において2億2,500万円増を見込んでいます。データベース計画で1人当たりの給付額がなぜ増えているのか、その要因は何か、どうすれば1人当たりの給付額を減らすことができるのか、給付額増加の要因として家庭実態の状況が影響していないのかなど、医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など、国保の医療状況の把握や対策を打っていくための施策も求められる中で、職員体制面や取組施策面は脆弱な点があるとも考えます。

そもそも地方自治体における財政運営の厳しさの要因として、一番の大きな要因としては、国庫負担率が1984年に45%から38.5%に引き下げられてきたことです。

この点からは、国に対して負担率を戻すように強く働きかけが必要なものですが、国への働きかけの面では、市長会を通じてという視点があります。今年度では、県の進める3方式へ追随する保険税の値上げをはじめ、国保会計を安定化させる上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策など、利用者に理解が得られない予算だと考えます。

以上の理由をもって、反対討論といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

三栖慎太郎議員。

- 三栖議員 議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、平成30年度から広域化され、県が財政運営の責任主体となり、財政基盤の安定を図っており、市は県が決定した国保事業費納付金を納めることとなっております。

歳入は、県支出金や国保事業費納付金納付に必要な国保税額が計上されるとともに、保険税負担の増加を一部緩和するため基金を繰り入れる予算。歳出においては、保険給付費が伸びておりますが、被保険者1人当たりの医療費が増加しているとのことであり、新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動とも考えられます。

国保事業費納付金や脳ドックの拡充など、健康増進を目的とした保健事業費が増額されており、国保事業運営に必要な予算が確保されております。

以上、適正な予算と考えますので、本議案に賛成といたします。

- 福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

- 福山議長 以上で、議案第18号に対する討論を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

- 福山議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

- 増田議員 議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

この後期高齢者医療制度は、高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度として、保険料アップが繰り返されることが続けられてきており、弊害と矛盾が深刻になってきています。今年10月から、後期高齢者の75歳以上の約20%、約370万人の方の負担割合が2倍に引き上げられます。今でも窓口負担

は、通院の頻度が高い高齢者に重くのしかかっているのに、2倍化されれば大打撃となるのは必至です。政府ですら2割負担で、年1,050億円もの受診抑制を招くと試算しています。

過去においても、負担増が行われたとき、治療が長期にわたる糖尿病患者などの受診率が押さえ込まれ、病状が悪化し、入院に至ったケースも少なくないとされます。まさに命にも直結する問題です。高齢者が長生きをする生活を脅かす制度を存続させるべきではありません。

75歳以上の人口が増えれば増えるほど保険料アップにつながる仕組みの制度になっており、値上げの傾向に歯止めがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さは、高齢者の暮らしを圧迫していることは明らかです。

年金の天引き対象外の低所得者の保険料滞納も深刻化してきています。滞納者は毎年20万人以上になってきており、滞納が続き、有効期間が短い保険証を交付された人は2万人を超えています。お金が払えず、安心して暮らす上でも医療にかかれる事態は問題です。新型コロナの影響が高齢者の生活や命を脅かす中、高齢者の年金は減額される一方です。無年金者や老齢基礎年金のみの方など、貧困や格差はさらに広がってきています。高齢者の尊厳が守られ、安心して入院治療・療養ができるよう体制を整えることこそ必要です。

後期高齢者医療制度の廃止を求める立場の者として、国に制度廃止の働きかけを求めることを表明し、後期高齢者医療特別会計に反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸副議長。

○田中副議長 議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度の制度開始以来、十数年が経過しておりますが、被保険者の増加や医療費の増大が続く中、後期高齢者の医療を支える重要な制度として、安定かつ適正な制度運営が求められております。県内では、和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、運営されております。

この予算は、後期高齢者医療制度運営に必要な費用を広域連合へ支出するための予算が99.1%の10億3,444万9,000円となっております。対前年度比7.7%増で、初めて10億円台に到達し、被保険者が納付した保険料や療養給付費に係る市の負担金、保険基盤安定負担金など、市が負担すべき納付金額が確保され、安定した制度運営に資するものとなっております。

さらには、保健事業において脳ドックが新たに計上され、市民のニーズにも配慮されております。

以上述べましたように、後期高齢者医療特別会計の安定した運営に必要な内容となっております。よって、私は本議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第20号に対する討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第22号 令和4年度の水道事業会計の反対討論を行います。

今年度予算では、給水戸数では2万4,200戸の状況となっております。13ミリ管199戸、20ミリ管12戸の加入分担金を見込み、給水戸数は211戸増を見込むものであり、令和4年度においても、和歌山県内で数少ない人口増加の実態が現れていると考えます。岩出市では、この間、平成36年頃、令和では6年頃から急激に人口が減少すると言われてきました。水道事業面においても、今後の将来推計人口をどう見通していくのかが問われている時代だと考えます。

この間、決算の監査委員の審査意見では、岩出市の経営状況については、安定した経営状況で推移してきている。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望されると、毎年、意見が出されてきています。人口増加に伴う基本水量20立方メートルまで使用していない家庭は、平成28年度時点では3,800戸でしたが、令和2年度決算では4,200戸を超える状況となっており、17%以上の戸数の方が20立方メートル以下となってきました。市民からも水道料金体系の基準見直しの改善要望も届けられており、この点からは、水道料金における使用料区分の見直しなどが求められると考えます。

内部留保金は、以前より減少したものの、25億円まで膨らんできており、監査委員も指摘しているように、市民生活向上への施策が求められていますが、令和4年度も低所得者や基本水量に満たない市民に対しての改善策は見えません。

今年度予算では、将来に備えた老朽管取替えや給水施設の改善、改修などありますが、新型コロナ禍における支援策として、岩出市独自の施策も求められる中で、支援策も見えないと考えます。

また、職員体制は一般会計予算でも指摘をしましたが、職員体制の改善や強化も見られません。5万4,000市民の命の水を預かる体制面では、十分に対応できない点が続けられてきていると考えます。

よって、令和4年度水道会計の予算については反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

令和4年度予算は、日々市民に安全で安定した水の供給ができるよう、建設改良費に重要な施設である浄水場の設備更新事業や水道管の布設替えなどによる管路の耐震化事業を計上するとともに、送水管更新事業にも着手するなど、経営基盤の強化を図っています。

一方、老朽施設の更新や管路の耐震化により事業費が年々増加している中、維持管理コストの削減を図りながら、水道事業の健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

水道は市民生活や都市機能に欠かせない重要なライフラインであり、今後とも適切な管理運営の下、効率的な事業を実施することで、災害に強いまちづくりを推進していただきたいと考えております。

以上のことから、私は本議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第22号に対する討論を終結いたします。

議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第24号 岩出市教育委員会委員の任命について

○福山議長 日程第25 議案第24号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました、議案第24号 岩出市教育委員会委員の任命について、ご説明をいたします。

この議案は、岩出市教育委員会委員に橋本正二郎氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

橋本正二郎氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 これより質疑に入ります。

議案第24号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第24号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第24号に対する討論はありませんか。

(なし)

○福山議長 これをもって、議案第24号に対する討論を終結いたします。

議案第24号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について

○福山議長 日程第26 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、玉田隆紀議員、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和4年3月22日提出

提出者 議会運営委員会委員長 玉田 隆紀

本文を朗読させていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

よって、岩出市議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くしていただきたい。

以上、決議する。

提案の趣旨は、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議の意を表すため決議しようとするものであります。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 ご苦勞さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議員派遣について

○福山議長 日程第27 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣をすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月24日木曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月24日木曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時32分)